

今回の「障害者総合福祉サービス法案」

の概要について

東洋大学 ライフデザイン学部 教授
きたの せいいち
北野 誠一

1. まず、今回このような形で、法案を構想したのは、様々な問題を持つ「障害者自立支援法」に対して、障害者とその家族、さらにサービス提供支援者等から、切迫した危機的状況を告発されながら、後手後手の部分的手直しに終始する与党に対して、明確な障害者支援のあるべき方向性を示したいと考えたからである。もはや部分的な修正に、一喜一憂したり望みを繋ぐことができないだけでなく、障害当事者とその運動が、そのようなことによるエネルギーをつぎ込むことは徒労であり、わたしがすべきことは、展望のある「障害者総合福祉サービス法案」作りである。

2. とはいうものの、今回の法案については、時間と量の関係でいくつかの禁欲をしなければならなかった。まず、医療に関係する部分は省略した。さらに障害児に関する支援や一般就労に関する支援の部分も省略せざるをえなかった。

3. そこで、今回の法案の中心部分は、A.理念・目的、B.対象と定義、C.サービス支給決定の仕組み、D.財源、E.サービス内容、F.サービス利用者の権利と権利擁護の6つである。ここでは、Bは主に山本が、CとDは主に尾上が、Fは主に竹端が述べ、北野はAとEを中心に述べる。

4. 確かに「障害者自立支援法」も、第1条(目的)で「……①障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援をおこな、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、②障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」と謳ってはいる。

5. 問題は①と②の間に矛盾が生じていることである。